

## 三重県障がい者相談支援体制強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 障がいのある人が年齢、障がい種別等を越えて地域で安心して日常生活や社会生活が送れるように広域的・専門的な相談支援事業を実施し、市町における地域生活支援体制を強化、支援することを目的とする。

### (基本方針)

#### 第2条

- 1 障がい者の意思を尊重する視点に立って、生活全般にわたり、必要なサービスを適切に利用できるように支援する。
- 2 障がい種別、年齢等を越えて、支援を必要とする者を対象とする。
- 3 特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保する。
- 4 公的制度以外の取組を含め、地域における支援体制をつくる。

### (実施体制)

第3条 実施主体は三重県（以下「県」という。）とし、市町、関係機関と連携しながら実施する。

- 2 県は、第6条に定める事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人等に当該事業の全部又は一部を委託することができる。
- 3 当該事業を受託した社会福祉法人等は、他の者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面で県知事に届出をし、県知事の承認を得た場合は、当該事業の一部を他の社会福祉法人等に委託することができる。

### (対象者)

第4条 対象者は、障がい児（者）、その家族等（以下「相談者等」という。）とする。

### (相談支援員)

第5条 この実施要綱に基づく相談支援に従事する者（以下「相談支援員」という。）に係る資格は、医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護保険法に定める介護支援専門員の資格等を有し、次項に定める実務経験を有する者とする。ただし、地域の実情により有資格者の確保が難しい場合は、個別に判断する。

2 実務経験の対象となる業務は、次のとおりとする。

- 1) 障がい者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務及び介護等の業務
- 2) 障がい者の就労、教育の分野における相談支援の業務
- 3) 1)、2)とも原則として、国、都道府県等が実施する相談支援従事者研修又は障害者ケアマネジメント従事者養成に関する研修（以下「研修」という。）を修了している。

(事業)

第6条 相談支援事業として次の事業を行う。

- 1) 圏域単位で行う相談支援事業
    - ア) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
    - イ) 障がい者就業・生活支援事業
    - ウ) 障がい児等療育相談支援事業
  - 2) 全県下的に行なう相談支援事業
    - ア) 自閉症・発達障害支援センター運営事業
    - イ) 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業
    - ウ) 重症心身障がい児(者)相談支援事業
- 2 第2条の基本方針に即し、市町が行う次の業務について、広域的・専門的な観点から支援を行う。
- 1) 個別のケアマネジメント評価(サービス利用計画の作成支援、モニタリング等を含む。)
  - 2) 地域で実施する協議会、ケア会議及びサービス調整会議への参加
  - 3) 市町域における関係機関の連携づくりに向けた助言、指導等

(事業の評価等)

第7条 各圏域の事業実施状況について、県自立支援協議会等において、毎年度評価を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(相談支援員の資質の向上等)

第8条 県は、相談支援員の資質の向上を図るため、必要な研修を実施する。

- 2 相談支援員は、あらゆる機会を通じ自己研鑽に励むものとする。

(秘密の保持)

第9条 相談支援員及び社会福祉法人等の関係職員は、事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た相談者等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本業務から離れても適用する。

(その他)

第10条 本事業に必要なことは、別に定める。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。